

入学料免除・徴収猶予の家計基準(計算方法)について

入学料免除は、以下に示す計算方法により、家計評価額(*)がゼロ円以下になれば、予算の範囲内で、入学料の半額免除が許可されることがあります。

また、徴収猶予については、家計評価額(*)がゼロ円以下になれば許可されます。

◎ 家計評価額の計算方法

$$\boxed{\text{家計評価額(*)}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{特別控除額}} - \boxed{\text{収入基準額}}$$

(別表1参照) (別表2参照)

$$\boxed{\text{総所得金額}} = \boxed{\text{給与所得}} + \boxed{\text{その他所得}}$$

(1)給与所得参照 (2)その他所得参照

[総所得金額の計算方法]

◎ 総所得金額の計算方法

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、賞与及びこれらの性質を有する給与等(扶助料、傷病手当金等を含む)の場合は、収入金額(税込、千円未満は切り捨てます。)から、次の計算式によって得られた金額を控除したものが給与所得となります。

| 収入金額(税込) | 控除額 |
|-----------------|---------------|
| 104万円以下 | 収入金額と同額 |
| 104万円を超え200万円まで | 収入金額×0.2+83万円 |
| 200万円を超え653万円まで | 収入金額×0.3+62万円 |
| 653万円を超えるもの | 258万円 |

(計算例)

給与収入が104万の場合
 $104万 - 104万 = 0$

給与収入が150万の場合
 $150万 - (150万 \times 0.2 + 83万) = 37万円$

給与収入が400万の場合
 $400万 - (400万 \times 0.3 + 62万) = 218万円$

給与収入が750万の場合
 $750万 - 258万 = 492万円$

(注意点)

1. 父母が共働きなどで複数の給与収入者がいる場合は、各人ごとに上記の控除計算をしたあと、合算してください。
2. 同一人に2つ以上の収入源があつて、いずれも給与収入の場合は、収入金額を合算したあと、千円未満は切り捨てて所得金額を算定します。

② その他所得

営業所得、農業所得、不動産所得、株式の売買による所得、配当金、山林所得などが該当します。

確定申告書の所得金額については千円未満を切り捨てた上、そのまま算入します。(所得が2つ以上ある場合は合算します。給与所得に関しては給与収入額を上記計算方法にて計算後合算します。) ただし、マイナスの場合は0として扱います。

(備考)平成29年12月1日以降に就職、転職、開業等をした者に関しては、年収を推算する必要があります。

